

## 「産地等のデジタル人材育成！情報発信力強化セミナー事業」 企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する産地等のデジタル人材育成！情報発信力強化セミナー事業（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定する企画提案競技について、必要な事項を定めるものである。

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

産地等のデジタル人材育成！情報発信力強化セミナー事業

#### (2) 業務の内容

産地等のデジタル人材育成！情報発信力強化セミナー事業業務委託仕様書のとおり

#### (3) 委託期間

契約締結日から令和9年2月28日（日）まで

#### (4) 委託契約の上限額

1, 865千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 実施スケジュール

(1) 公募開始（実施要領等の公開）	5月22日（金）
(2) 実施要領等に関する質問の受付期限	6月 8日（月）17時まで
(3) (2)の質問に対する回答	6月 9日（火）まで
(4) 参加資格確認申請書等の提出期限	6月16日（火）17時まで
(5) 参加資格の確認結果通知	6月17日（水）
(6) 参加資格が認められない理由の請求	6月19日（金）17時まで
(7) 企画提案書等の提出期限	6月25日（木）17時まで
(8) 企画提案（プレゼンテーション）	7月 6日（月）
(9) 結果通知	7月中旬予定
(10) 契約締結	7月下旬予定

### 3 参加者の資格要件等

本業務に係る企画提案競技に参加できる者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者であって、かつ、秋田県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

#### (1) 単独企業による参加

- ア 秋田県内に本社、支社又は営業所等を有する者若しくは、秋田県外に本社、支社又は営業所等を有するが3（2）の条件で共同企業体を構成する者
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1

項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。)に該当しない者

エ 企画提案競技参加資格確認申請書の提出日において、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者

オ 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しない者

(2) 共同企業体による参加

ア 共同企業体を構成する者のうち1以上の者は秋田県内に本社、支社又は営業所等を有する者である要件を満たしていること。

イ 共同企業体を構成する全ての構成員が3(1)イ～オの要件を満たしていること。

※共同企業体の構成員である者は、単独で又は他の共同企業体の構成員としての、本企画提案競技への参加を不可とする。

4 企画提案競技の手続等に関する事項

(1) 担当課

秋田県産業労働部商工業振興課（秋田県庁第2庁舎3階）

住所：〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1番1号

電話：018-860-2241 電子メールアドレス：induprom@pref.akita.lg.jp

(2) 必要書類の交付

応募に必要な書類は秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

※トップページ (<http://www.pref.akita.lg.jp/>) → 電子手続き・入札・補助金等 → コンペ情報

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 令和8年6月8日（月）17時まで

イ 受付場所 4(1)の担当課窓口

ウ 提出方法 **【様式1】** 実施要領等に関する質問票に記入の上、原則、電子メールにより提出すること。

エ 回答方法 受け付けた質問の回答は令和8年6月9日（火）までに秋田県公式ウェブサイトに掲載する。

(4) 参加資格の確認

参加者は、提出期限までに4(1)の担当課窓口に参加資格確認申請書類各1部を持参又は電子メール、郵送により提出すること。

ア 提出書類

**【様式2】** 参加資格確認申請書

**【様式3】** 会社概要

**【様式4】** 共同企業体結成届 ※共同企業体による申請の場合のみ

**【様式5】** 共同企業体協定書 ※共同企業体による申請の場合のみ

イ 提出期限

令和8年6月16日（火）17時まで

ウ 確認結果

令和8年6月17日（水）に確認結果を通知する。

エ 留意事項

- (ア) 提出期限までに提出しない者は、企画提案競技に参加できないものとする。
  - (イ) 提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。
  - (ウ) 提出書類を郵送で提出する場合は、書留にて提出期限までに必着（消印有効ではない）とすること。持参及び電子メールの場合は、閉庁日を除く平日9時から17時までの間に提出すること。
- (5) 参加資格が認められなかった者に対する説明
- ア 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、県に対し書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。
  - (ア) 提出期限  
令和8年6月19日（金）17時まで
  - (イ) 提出先  
4(1)の担当課窓口
  - イ 県は、説明を求めた者に対して書面を受理したときから7日以内にその理由を説明する。
- (6) 企画提案書等の作成及び提出
- 参加者は、次のとおり審査書類を提出すること。

ア 審査書類

(ア) 企画提案書（任意様式）

企画提案書は、本実施要領、仕様書及び企画提案審査要領等の内容を確認した上で、必要に応じて仕様書に記載された内容以外の独自の提案内容等も記載して提出すること。

(イ) 見積書（任意様式）

企画提案書の内容を実施するための費用とその積算内訳を明らかにした見積書（秋田県知事宛）に所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記入・押印の上、提出すること。

(ウ) 「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」への取組に関する書類

賃金水準の向上及び女性の活躍推進への取組状況を確認するため次の書類を提出すること。

①賃金水準の向上について

直近年及びその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」又は「税理士等の第三者による賃上げ実績確認書類」

②女性の活躍推進について

下表の区分に該当する認定等を受けている場合は、対応する提出書類

区 分	提 出 書 類
一般事業主行動計画の策定・届出	労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し
えるぼしチャレンジ企業認定	知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定通知書の写し
法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）	労働局長が交付する認定通知書の写し

## イ 提出期限

令和8年6月25日(木) 17時まで

## ウ 提出先

4(1)の担当課窓口

## エ 提出部数

正本1部、副本5部(副本のうち1部はダブルクリック等で留めたものとする。)

## オ 留意事項

(ア) 提出できる企画提案書は1案とする。

(イ) 提出期限までに提出しない場合は、辞退したものとみなす。

(ウ) 提出書類を郵送で提出する場合は、書留にて提出期限までに必着(消印有効ではない)とすること。持参する場合は、閉庁日を除く平日9時から17時までの間に提出すること。

(エ) 提出書類は原則としてA4判とすること。

## カ 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

(ア) 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案

(イ) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

(ウ) その他、企画提案協議に関する条件に違反した提案

## 5 委託候補者の選定方法等に関する事項

## (1) 企画提案競技の審査

別添に定める企画提案競技審査要領に基づき、企画力・運営力・実施体制等について総合的に審査を行う。

※企画提案競技審査要領については、後日、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」にて公表する。

## (2) 審査日程

令和8年7月6日(月)

※プレゼンテーションを実施する場合は、審査の実施方法や時間等について別途連絡する。

## (3) 選定方法

企画提案競技審査要領による審査を行い、第1順位者を委託候補者として選定する。なお、第1順位者が複数となった場合は、見積金額の低い者を上位とし、選定する。ただし、評価点数の合計が配点の6割未満である場合は、選定しない。

## (4) 結果通知

審査会終了後、速やかに結果を通知する。なお、審査結果は後日、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」で公表する。

## 6 契約に関する事項

## (1) 契約書作成の要否

要

## (2) 契約保証金

受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県財務規則第4号）第177条第1項により、契約額の100分の10以上の額を契約保証金として秋田県に納付する必要がある。ただし、同規則第178条第3号により、過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

## (3) 契約に係る仕様等

委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、委託候補者と提案内容に沿って契約についての協議・調整を行った上で、県と委託候補者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の追加、変更又は削除をする場合がある。また、締結する契約書に添付する仕様書についても、県と委託候補者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加、変更又は削除される場合がある。

## (4) 選定の取消し等

委託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査において次点となった者と契約内容の協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

## 7 公正な企画提案競技の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為は禁止する。
- (2) 参加者は、企画提案競技に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならない。
- (3) 参加者は、委託候補者の選定前に他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示することを禁じる。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめる場合がある。

## 8 その他

### (1) 提出書類の取扱い

ア 参加者が県に提出した書類に含まれる著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、参加者に帰属する。

イ 参加者が県に提出した書類は、返却しない。

- (2) 企画提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- (3) 本件の企画提案書等の提出に要する費用は、全て参加者が負担するものとする。
- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。